

E i w a N e w s

交際費課税制度の見直しについて

令和6年6月
(No. 227)

今回は、本誌No. 222でご紹介した令和6年度税制改正のうち「交際費等の損金不算入制度の見直し」について、交際費課税制度の概要及び飲食費に関する規定の内容をご説明いたします。

[1] 交際費等の範囲

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

一般的には、懇親目的での飲食費やゴルフ代、手土産等の贈答品の購入費などが該当します。

[2] 損金不算入額

交際費等の額のうち、下記の法人の区分に応じ、それぞれに掲げる金額が損金不算入とされます。

(1) 資本金1億円以下の法人（資本金5億円以上の法人の100%子会社等を除く）

次のいずれかの金額（事業年度ごとに選択適用）

- ・ 飲食費（社内飲食費を除く）の50%に相当する金額を超える部分の金額
- ・ 年800万円（定額控除限度額）を超える部分の金額

(2) 上記以外の法人（※資本金100億円超の法人を除く）

- ・ 飲食費（社内飲食費を除く）の50%に相当する金額を超える部分の金額
- ※資本金100億円超の法人は全額損金不算入

[3] 交際費等から除外される飲食費

従来1人当たり5千円以下の飲食費（社内飲食費を除く）は交際費等の範囲から除かれていましたが、令和6年4月以後の飲食費から1人当たり1万円以下にその金額基準が大きく緩和されました。

(1) 飲食費の範囲

得意先等の社外の者を接待するための飲食費が対象となりますので、自社の役員、従業員又はその親族のみに対するもの（社内飲食費）は除かれます。

なお、親会社の役員等であっても社外の者に該当しますので、当該役員等との飲食費は対象となります。

また、同業者同士の懇親会等に出席した場合に支出する自己負担分の飲食費も対象となります。

(2) 1人当たり1万円以下の判定

次の算式で計算した金額が1万円以下の飲食費が対象となります。

$$\boxed{\text{飲食等のために支出する金額} \div \text{参加した者の数} = \text{1人当たりの金額}}$$

なお、飲食費を2社以上で分担した場合も、その分担前の総額を参加人数で除して判定します。

ただし、懇親会費等の総額が分からない場合で、1人当たりの金額がおおむね1万円以下と想定されるときは、当該会費の負担額をもって判定することができます。

また、1次会与2次会を連続して行った場合でも、全く別の業態の飲食店を利用している場合等、それぞれの飲食が単独で行われていると認められるときは、別々に判定することができます。

なお、消費税等の会計処理が税込経理の場合は税込金額で判定し、税抜経理の場合は税抜金額で判定します。

(3) 帳簿書類（総勘定元帳・領収書等）への記載事項

この規定は次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

1. 飲食等のあった年月日
2. 参加した取引先等の氏名・名称およびその関係
3. 参加した者の数
4. 飲食費の額、飲食店の名称および所在地
5. その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

上記2は、社内飲食費でないことを明らかにするためのものであり、社外の取引先等に関する事項を「〇〇会社・□□部・△△◇◇(氏名)、卸売先」というように記載し、通常把握していると思われる自社の役員・従業員等の氏名まで記載する必要はありません。

また、多数参加者がいるような場合は、「〇〇会社・□□部・△△◇◇(氏名)部長他10名、卸売先」というような記載であっても問題ありません。

昨年来、取引先等との飲食の機会も徐々に増え、交際費等の判断が必要となることも増えてきていると思われます。

また、インボイス制度の施行や電子帳簿保存法の改正により、帳簿書類の記載事項や保存についても注目されていますので、交際費等に係る帳簿書類への記載事項等に関しても改めてご確認ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。